



金 沢 市 公 報

第 3 1 2 4 号 の 2

令和5年(2023年)10月2日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●告 示	
○令和5年告示第130号(金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づくシステムの指定について)の一部改正について (デジタル行政戦略課)	1
○令和5年告示第97号(普通徴収に係る個人の市民税等の収納事務の委託について)の変更について (税 務 課)	1
○介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	2
○介護保険法の規定による事業の廃止について (")	2
○令和5年告示第108号(普通徴収に係る保険料の収納事務の委託について)の変更について (")	2
○令和5年告示第110号(普通徴収に係る保険料の収納事務の委託について)の変更について (医療保険課)	2
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	3
○児童福祉法の規定による医療機関の名称の変更について (")	3
○児童福祉法の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退について (")	3

○都市計画の決定について (都市計画課)	3
○市道の路線の認定について (道路管理課)	3
○市道の路線の廃止について (")	4
○市道の区域の決定について (")	4
○市道の区域の変更について (")	4
○道路の供用の開始について (")	5
○昭和50年告示第2号(金沢市収納代理金融機関について)の一部改正について(会 計 課)	5
○昭和52年告示第82号(金沢市収納取扱金融機関について)の一部改正について(")	5
○令和5年告示第138号(学校給食費及び教職員等給食費の収納事務の委託について)の変更について (教育総務課)	5
●公 告	
○予防接種を行うことについて (健康政策課)	6
●公営企業告示	
○昭和50年公営企業告示第2号(金沢市企業局収納取扱金融機関について)の一部改正について (経営企画課)	6
●病院事業告示	
○平成25年病院事業告示第2号(金沢市立病院収納取扱金融機関について)の一部改正について (市立病院事務局)	6

告 示

●金沢市告示第251号

令和5年告示第130号(金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づくシステムの指定について)の一部を次のように改正します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

表に次のように加える。

かなざわ空き家活用バンク	https://www.kanazawa-sumai.net/shikumi/
--------------	---

●金沢市告示第252号

令和5年告示第97号(普通徴収に係る個人の市民税等の収納事務の委託について)で告示した事項に変更があった

ので、次のとおり告示します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 俊治	株式会社ポプラ 代表取締役社長 岡田 礼信	令和5年5月30日

●金沢市告示第253号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの 種類
	名 称	所在地			
1770107173	ひなの家訪問介護	金沢市末町拾四字 45番地	株式会社スパーテ ル	令和5年 9月1日	訪問介護

●金沢市告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの 種類
	名 称	所在地			
1770100285	ショートステイさくらセ ンター	金沢市湊2丁目 171番地	社会福祉法人西鳳 会	令和5年 8月31日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護

●金沢市告示第255号

令和5年告示第108号（普通徴収に係る保険料の収納事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 俊治	株式会社ポプラ 代表取締役社長 岡田 礼信	令和5年5月30日

●金沢市告示第256号

令和5年告示第110号（普通徴収に係る保険料の収納事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 俊治	株式会社ポプラ 代表取締役社長 岡田 礼信	令和5年5月30日

●金沢市告示第257号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項第1号の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	指定年月日
スギ薬局 金沢野田店	金沢市野田町子116番地	令和5年8月1日
ウエルシア薬局金沢四十万店	金沢市四十万4丁目228番地	令和5年8月1日
ひなどり薬局	金沢市畝田東2丁目569番地	令和5年8月14日

●金沢市告示第258号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第19条の19の規定により次のとおり告示します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

名 称		所 在 地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人社団つちや医院	つちや眼科クリニック	金沢市吉原町ヨ130番地2	令和5年6月1日

●金沢市告示第259号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19の規定により次のとおり告示します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	辞退年月日
アート薬局	金沢市中橋町11番12号	令和5年9月30日

●金沢市告示第260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金 沢 都 市 計 画 地 区 計 画	金沢市弥生3丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	弥生3丁目地区 地区計画

●金沢市告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年10月2日から同月16日まで一般の縦覧に供しません。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
2712	金石本町線 11号	金石本町 八 21番 6 先から	
		金石本町 八 21番 1 先まで	
3119	安原19号 上安原町線 20号	上安原町 628番 1 先から	
		上安原町 587番 3 先まで	
3119	安原19号 上安原町線 21号	上安原町 589番 1 先から	
		上安原町 589番 1 先まで	

●金沢市告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年10月2日から同月16日まで一般の縦覧に供しません。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1317	小立野2丁目線 19号	小立野2丁目 218番 先から	
		小立野2丁目 632番 先まで	

●金沢市告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年10月2日から同月16日まで一般の縦覧に供します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	金石本町線11号	5.3 ~ 6.0	45
一般市道	安原19号上安原町線20号	6.0	89
一般市道	安原19号上安原町線21号	6.0	18

●金沢市告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年10月2日から同月16日まで一般の縦覧に供しません。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
一般市道	安原19号 上安原町線 10号	上安原町 588番 1 先から	旧	3.5	41.7
		上安原町 628番 1 先まで	新		

●金沢市告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和5年10月2日から同月16日まで一般の縦覧に供します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

路線名	区 間	供用開始日
金石本町線 11号	金石本町ハ 21番 6 先から 金石本町ハ 21番 1 先まで	令和5年10月2日
安原 19号	上安原町 588番 1 先から	令和5年10月2日
上安原町線 10号	上安原町 628番 1 先まで	
安原 19号	上安原町 628番 1 先から	令和5年10月2日
上安原町線 20号	上安原町 587番 3 先まで	
安原 19号	上安原町 589番 1 先から	令和5年10月2日
上安原町線 21号	上安原町 589番 1 先まで	

●金沢市告示第266号

昭和50年告示第2号（金沢市収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、令和5年12月1日から効力を有するものとします。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

表中

株式会社福邦銀行	福井市順化1丁目6番9号	金沢支店	を
株式会社三井住友信託銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	金沢中央支店	

株式会社福邦銀行	福井市順化1丁目6番9号	金沢支店	に
----------	--------------	------	---

改める。

●金沢市告示第267号

昭和52年告示第82号（金沢市収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、令和5年12月1日から効力を有するものとします。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

表中

株式会社福邦銀行	福井市順化1丁目6番9号	金沢支店	を
株式会社三井住友信託銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	金沢中央支店	

株式会社福邦銀行	福井市順化1丁目6番9号	金沢支店	に
----------	--------------	------	---

改める。

●金沢市告示第268号

令和5年告示第138号（学校給食費及び教職員等給食費の収納事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 俊治	株式会社ポプラ 代表取締役社長 岡田 礼信	令和5年5月30日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告します。

令和5年10月2日

金沢市長 村 山 卓

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の3に規定する者	令和5年10月2日から令和6年1月31日まで	別冊「金沢市B類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」(登載省略)のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第11号

昭和50年公営企業告示第2号（金沢市企業局収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、令和5年12月1日から効力を有するものとします。

令和5年10月2日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

表中

株式会社福邦銀行	福井市順化1丁目6番9号	金沢支店	を
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	金沢中央支店	

株式会社福邦銀行	福井市順化1丁目6番9号	金沢支店	に
----------	--------------	------	---

改める。

病 院 事 業 告 示

●金沢市病院事業告示第6号

平成25年病院事業告示第2号（金沢市立病院収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、令和5年12月1日から効力を有するものとします。

令和5年10月2日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

表中

株式会社福邦銀行	福井市順化1丁目6番9号	金沢支店
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	金沢中央支店

を

株式会社福邦銀行	福井市順化1丁目6番9号	金沢支店
----------	--------------	------

に

改める。

令和5年(2023年)10月2日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄